

横浜国立大学国際学術交流奨励事業（国際会議等出席・海外調査研究等）  
公 募 要 領

平成 18 年 4 月 25 日  
国際交流委員会決定  
改正：平成 21 年 2 月 10 日  
改正：平成 22 年 4 月 23 日  
改正：平成 22 年 7 月 23 日  
国際戦略推進室運営委員会  
改正：平成 23 年 5 月 20 日  
国際戦略推進機構専門委員会決定  
改正：平成 25 年 5 月 24 日  
改正：平成 25 年 9 月 20 日  
国際戦略推進機構運営委員会決定  
改正：平成 28 年 4 月 21 日  
国際戦略推進機構運営委員会決定  
国際戦略推進機構長決裁  
改正：令和 2 年 10 月 8 日  
国際戦略推進機構長決裁  
改正：令和 3 年 5 月 12 日  
国際戦略推進機構長決裁  
改正：令和 4 年 4 月 1 日  
国際戦略推進機構長決裁  
改正：令和 6 年 4 月 1 日

1. 趣 旨

本学に在学する学部生及び大学院生の、海外における国際会議等での研究発表、及び調査研究等に対し、奨励金を支給することにより、学生の研究活動の活性化を図る。

2. 応募資格

本学に在学する学部生及び大学院生（外国人留学生を含む）  
ただし、申請する取組に対して他の類似した奨励金を受給している者を除く。

3. 給付する奨励金

海外で開催される国際会議・研究集会等での研究発表、海外で行う調査研究、及び海外の大学・研究機関等での専門的知識の向上のための研修に対して、渡航する地域又はオンライン参加の別により、別表の額の奨励金を給付する。

4. 給付予定者数

予算の範囲内とする。

5. 申請手続

奨励金の給付を希望する者は、下記の書類を所属部長（学部長、研究科長、学府長又は学環長。以下「所属の長」という。）を通じて、国際戦略推進機構長に提出する。

（1）提出書類

- ア. 申請書 1部
- イ. 説明書 1部

なお、当該国際会議・研究集会等（、調査研究及び研修等のプログラムや概要を記した要項等がある場合は添付すること。

（2）提出先

所属学部、研究科、学府又は学環の担当係

6. 選考及び結果の通知

給付対象者の選考は、所属の長からの意見を考慮して、国際戦略推進機構運営委員会の議を経て国際戦略推進機構長が決定する。選考の結果は、所属の長を通じて申請者あてに通知する。

7. 計画の変更・中止

申請した研究発表、調査研究又は研修を変更又は取り止める場合は、速やかに所属の長を通じて国際戦略推進機構長に報告し、その指示を受けること。

8. 報告書の提出及び報告会

奨励金の給付を受けた者は、当該事業終了後、速やかに所属の長を通じて国際戦略推進機構長に報告書を提出すること。また、その報告書は冊子や大学WEBサイト等で公開することもあり得る。

9. その他

- 1) 本要領における応募締め切り等については、各年度において別途定める。
- 2) 本要領における事務は、所属学部、研究科、学府又は学環の担当係の協力を得て学務・国際戦略部グローバル推進課において処理する。

別表

横浜国立大学国際学術交流奨励事業（国際会議等出席・海外調査研究等）  
給付額一覧

区分	旅行地域	適用地域	給付額
A 地域	アジア	中国、台湾、大韓民国、北朝鮮、モンゴル	5 万円
	アメリカ合衆国	グアム、ハワイ、サイパン	
B 地域	アジア	A 地域以外のアジア	7 万 5 千円
	北米	アメリカ合衆国（A 地域以外）、カナダ	
C 地域	中東、アフリカ、 太平洋州、中南米、 欧州（NIS 諸国を含む）	A 区分、B 区分に記載以外の地域	10 万円